

積立定期預金規定

反社会的勢力との取引拒絶について

預金口座は、「預金等共通規定」12.(2)(反社会的勢力との取引拒絶)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

1. (預入れ等)

- (1) 積立定期預金<<エンドレス型>> (「この預金」といいます) の預入れは、1回1,000円以上、300万円未満とします。預入れのときは必ず発行された通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗、現金自動預入・支払機(ATM)でも預け入れができます。
- (3) ATMによる預入れについては、1回あたりの預入れ金額はATMに表示された範囲内とし、ATMが現金を確認したうえで受入れの手続きをします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入の記載を取消したうえで、当店で返却します。

3. (口座振替による預入れ)

- (1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は、口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、積立金引落口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、27日間口座振替を行います。27日経過後は通知することなく、口座振替を行いません。
- (2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合、ならびに、口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届け出てください。

4. (積立明細数の制限)

口座単位の積立明細は、単利、複利に関わらず200件を限度とし、200件を超える積立入金はできません。

5. (積立回次の制限)

積立回次は、入金、解約を繰り返した場合、999回次まで入金が可能です。

6. (解約等)

この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

7. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

8. (期間、継続の方法等)

- (1) この預金は、預入れの都度、個別の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
- (2) 期日指定定期預金は、継続の停止または解約の申出がない限り最長預入期限に元利合計額をもって期日指定定期預金として継続します。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までにその旨を申出てください。

9. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日は預入日から1年後の応当日(据置期間満了日)以後、最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。なお、満期日は口座番号単位もしくは預入単位ごとに指定することができます。また、この預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったとき、もしくは、最長預入期限が到来しなかったときは、満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続します。
 - ③ 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

10. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満・・・・・・・・通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上・・・・・・・・通帳記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を9.(1)および預金等共通規定12.(1)、(2)(反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶による解約)により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点3位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満・・・・・・・・解約日における普通預金利率
 - ② 6か月以上 1年未満・・・・・・・・2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上 1年6か月未満・・・・・・・・2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上 2年未満・・・・・・・・2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上 2年6か月未満・・・・・・・・2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上 3年未満・・・・・・・・2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

11. (規定の適用)

この預金取引にあたっては次の規定を適用します。

① 預金等共通規定

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上